

1 建築物以外の路外駐車場

基本的な考え方

車椅子使用者の移動に自動車が大きな役割を担っている。

路外駐車場には、1以上の車椅子使用者専用駐車施設を設け、車椅子使用者用駐車施設から入口まで車椅子使用者に配慮した通路を確保する。

路外駐車場には、駐車台数に応じて必要な数の車椅子使用者専用駐車施設を設けるのが望ましい。

1 駐車場	整備基準	整備基準の解説
	1 駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を設けること。 2 車椅子使用者用駐車施設は、4に定める構造の出入口に最も近い位置に設けること。 3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 4 1以上の歩行者用の出入口は、次に定める構造とすること。 ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 5 傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 エ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	・ 駐車場を設ける場合は、そのうち1以上を車椅子使用者用駐車部分とする。 ・ 車椅子使用者が安全に自動車に乗降するには、車体用スペース210センチメートルに車椅子使用者乗降部分として140センチメートルを加えた350センチメートル以上とする。 ・ 駐車部分の路面への車椅子シンボルマークの表示や必要に応じ、立て看板等見えやすい方法で標示する。 ・ 有効幅員80センチメートルは、車椅子使用者が通過できる寸法である。 ・ 段とは、高低差2センチメートル以下で、すりつけを行った段以外のものをいう。 ・ 幅120センチメートルは、車椅子使用者と人が横向きになればすれ違える寸法である。幅90センチメートルは、車椅子で通行しやすい寸法である。 ・ 1/12とは、車椅子使用者が昇降できる勾配である。 ・ 1/8とは、建築基準法施行令第26条に規定する傾斜路の勾配の基準である。

□設計上の配慮事項

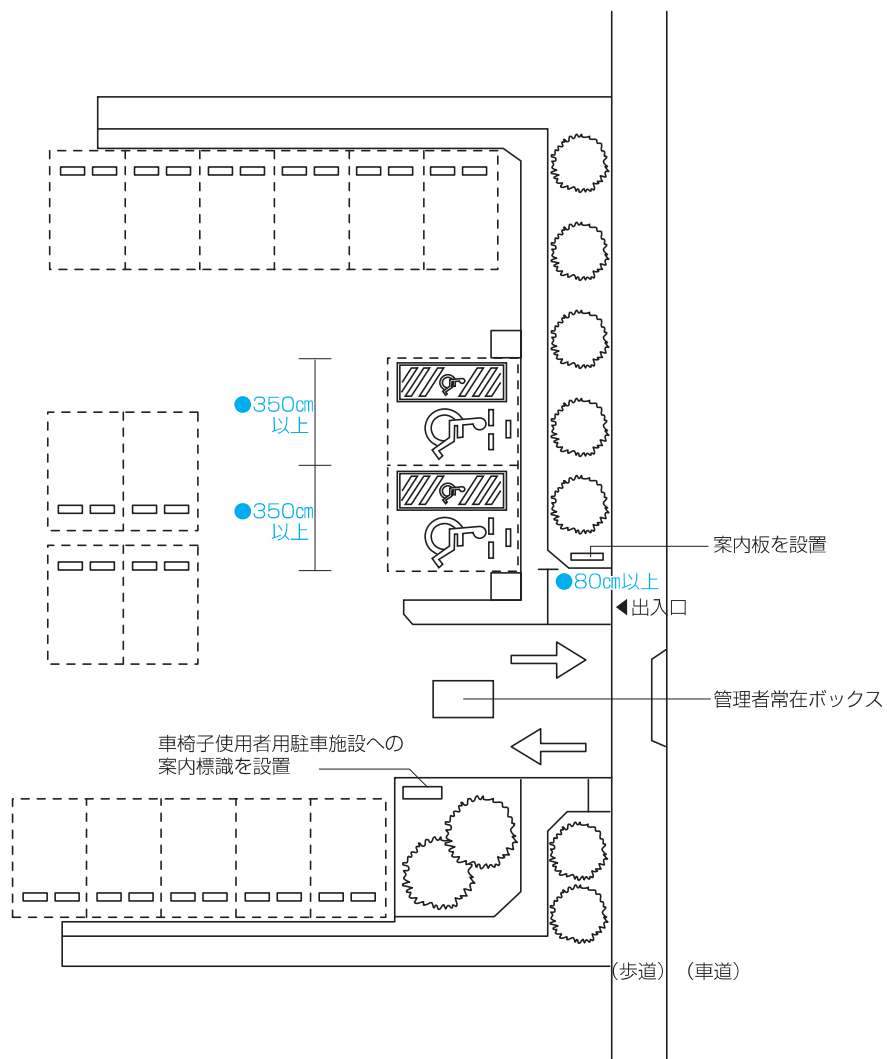
【表面の安全性】

○駐車部分及び通路は、滑りにくい平坦な仕上げとすることが望ましい。

【標示】

○出入口が直接車道に接する場合は、視覚障がい者誘導ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示することが望ましい。

■路外駐車場の整備例



車椅子使用者用
駐車施設の標識の例



駐車場の案内標識の例

